

僧侶宗會議員選挙日程概略

日付		期日		摘要	備考	
月	日	曜日	日目			
11月	6	水	1	35	・宗告発布《選挙期日の35日前まで》(規程第24条第1項)	選挙期日の35日前
	7	木	2	34		
	8	金	3	33		
	9	土	4	32		
	10	日	5	31	・オンライン開催事前説明会の申込期限 ※最短開催の場合(条例第5条の7第3項)	・事前説明会開催前日まで
	11	月	6	30	・立候補予定者事前説明会開催最短の始期(規程第25条の2第2項) 《遅くともその期日の5日前までに告示》(規程第25条の2第3項)	・宗告発布の日の5日後から
	12	火	7	29		
	13	水	8	28		
	14	木	9	27		
	15	金	10	26		
	16	土	11	25		
	17	日	12	24		
	18	月	13	23		
	19	火	14	22		
	20	水	15	21		
	21	木	16	20		
	22	金	17	19	・オンライン事前説明会の申込期限 ※最終開催の場合(条例第5条の7第3項)	・事前説明会開催前日まで
	23	土	18	18	・立候補予定者事前説明会開催期限(規程第25条の2第2項)	・立候補届出受付日の3日前まで
	24	日	19	17		
	25	月	20	16	・立候補予定者の宗務員退職期限(規程第4条第1項) ・立候補予定者の宗門立関係学校教職員退職期限(規程第5条第1項)	・立候補届出日まで
	26	火	21	15	・立候補届出受付日(規程第24条第3項、同第26条第1項・第2項) ※受付時間《午前9時～午後4時》(規程第30条の2) ・立候補届出期限(規程第26条第1項・第2項) ・立候補辞退期限(規程第27条第1項) ・選挙公報関係書類提出期限(条例第6条) ・立会演説会申請期限(条例第9条の3第2項)	選挙期日の15日前
	27	水	22	14	・兼務または代務者投票区変更許可申請期限(規程第52条第2項) ・投票区区域変更通知期限(規程第9条第2項) ・郵便投票区指定《特例》期限(規程第57条の2第1項) ・立会演説会最短の始期(条例第9条の3第1項)	・選挙期日の14日前まで
	28	木	23	13		
	29	金	24	12		
	30	土	25	11	・選挙人名簿補充登録申請期限(規程第21条第1項)	・立候補届出受付日から5日以内
12月	1	日	26	10	・投票所通知期限(規程第46条)	・選挙期日の10日前まで
	2	月	27	9		
	3	火	28	8	・郵便投票許可申請期限(規程第54条第3項) ・選挙公報配布期限(規程第30条の3)	・選挙期日の8日前まで
	4	水	29	7	・期日前投票開始 ※有投票となつた選挙区の所在する教区の教務所(規程第53条の2第1項) ・補充立候補届出期限(規程第26条第3項) ・補充立候補公報関係書類提出期限(条例第6条準用) ・補充立候補辞退期限(規程第27条第2項)	・選挙期日の7日前まで
	5	木	30	6		
	6	金	31	5	・補充選挙人名簿登録通知期限(規程第21条第2項) ※選挙会開催公示《選挙会期日7日前まで》(規程第67条第1項) ・候補者選定の投票立会人の投票管理者への届出期限(規程第41条) ・候補者選定の選挙立会人の地方選管委員会委員長への届出期限(規程第66条)	・選挙期日の5日前まで
	7	土	32	4		
	8	日	33	3	・投票管理者選定投票立会人及び候補者選定投票立会人の地方選管委員会への届出期限(規程第42条) ・補充候補者選挙公報配布期限(規程第30条の3但書)	・選挙期日の3日前まで
	9	月	34	2		
	10	火	35	1	・期日前投票期限(規程第53条の2第1項) ・立会演説会開催期限(条例第9条の3第1項)	選挙期日の前日
	11	水	選挙期日		・郵便投票到着期限(規程第56条第1項)	・選挙期日の午後6時まで
	12	木	37	2	・投票箱及び投票録等届出期限(規程第62条第1項)	・選挙当日を含み2日以内
	13	金	38	3	・選挙会開催期限(規程第67条第2項)	・選挙期日から3日以内